

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売【重要事項説明書】

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社 ケアライフエナジー
所在地	愛媛県松山市西石井1丁目1番30号
電話番号	089-907-2222

2. 事業所の概要

事業者名	福祉用具貸与事業所 シー・エル・イー
所在地	愛媛県松山市西石井1丁目1番5号
電話番号	089-961-1188
介護保険事業所番号	3870108457
通常の事業の実施地域	松山市（島嶼部を除く）
サービス内容	特定福祉用具販売事業
	特定介護予防福祉用具販売事業

3. 事業所の職員体制

職 種	福祉用具専門相談員の 資格の有無		人 員			
			常勤	1 名	非常勤	名
管理者	有	常勤	1 名			名
:事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。						
福祉用具専門相談員	有	常勤	2 名	(内1名は管理者を兼務)	非常勤	3 名
:適切な特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行います。						

4. 営業備及び営業時間

営業日	平日 AM8:30~PM5:30
休日（特別休暇）	毎週土、日曜日、祝日、年末年始（12/31~1/3）

5. 取扱種目

取扱種目	①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ⑤移動用リフト（つり具の部分）⑥自動排泄処理装置の交換可能部分
------	--

6. 販売費用の額等

販売費用の額等	特定福祉用具の品目・品名・販売費用の額を記載した目録によります。
交通費等	通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は実費とします。 搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用は実費とします。

7. 相談・苦情対応窓口・緊急連絡先

◆販売に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口					
担当者	露口 洋子	電話番号	089-961-1188	応答 時間	平日
緊急連絡先	福祉用具貸与事業所シー・エル・イー	FAX番号	089-961-1112		8:30～17:30

(1) 苦情を受付てからの手順

苦情申立があった場合、担当職員が面接等で苦情内容をヒヤリングし、所定の用紙に記録します。それをもとに法人本部にてカンファレンスを実施し、対応を検討し、申出者に説明し、納得を得ます。

◆次の公的機関においても苦情申し出が可能です。

市町村介護保険相談窓口			
市町村名	愛媛県国民健康保険連合会	担当部署	松山市高岡町101-1
電話番号	089-968-8800	応答時間	平日8:30～17:15
市町村名	松山市市役所指導監査課	担当部署	松山市二番町4丁目7番地2
電話番号	089-948-6968	応答時間	平日8:30～17:15
市町村名	愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	担当部署	松山市持田町3丁目8-15
電話番号	089-998-3477	応答時間	平日9:00～12:00・13:00～16:30

8. 当社の事業目的・運営方針について

当社の事業所が行う指定福祉用具販売・指定介護予防福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員等が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。また、運営方針としては(1)事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

(2)事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の不安の軽減を図ります。

(3)事業の実施にあたっては地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとします。

9. 商品の納品・搬出の日時

商銀の納品、搬出の日時につきましては、お客様のご希望に従って行いますので、ご希望の日時をお知らせください。

10. 事故発生時の対応

福祉用具の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、正常な使用での事故に対する損害賠償に誠意を持って対応します。

事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

11. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています

(イ) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(ウ) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(エ) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者 露口洋子
--------------	----------

(2) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

(事業者の担当部署・窓口の名称)	電話番号: 089-961-1188 受付時間: 8:30~17:30
介護保険課 基幹型地域包括支援センター 松山市二番町四丁目7番地2	電話番号:089-948-6949 受付時間:8:30から17:00まで (ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

12.第三者評価の実施状況

実施状況	無
------	---

13. 具体的なサービスの内容等の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

14. 特定福祉用具・特定介護予防用具販売の提供方法について

福祉用具の選定の援助・使用方法の指導を致します。